

1. 西崎病院院内感染対策の指針

1、院内感染対策に関する基本的な考え方

われわれ医療従事者は、患者の安全を確保するための不断の努力が求められ、医療関連感染の発生を未然に防止し、ひとたび発生した感染症が拡大しないように速やかに制圧、終息を図る義務がある。

本指針はこのような考え方と、西崎病院（以下「当院」とする）の理念のもとに、院内感染の予防・再発防止および集団感染事例発生時の適切な対応などの院内感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

感染対策活動の必要性・重要性を全職員に周知徹底し、院内共通の課題として積極的な取り組みを行っていく。

2、院内感染防止対策の為の委員会その他に関する基本事項

当院における院内感染防止対策のための管理体制を以下のとおりとする

①活動内容

- 1) 病院内のラウンドと指導・情報収集
- 2) 院内感染患者の把握とサーベイランス
- 3) 感染情報の報告
- 4) 感染発症者の治療及び処置に関する指導と相談
- 5) 汚染検査
- 6) 滅菌・消毒に関する正しい知識の普及
- 7) 医療廃棄物の対策
- 8) 針刺し事故の対策
- 9) 院内感染防止対策の予算案の立案と検討
- 10) 院内感染防止対策マニュアルの改訂
- 11) 院内感染防止に関する職員への教育
- 12) 院内感染防止に関する研修会の企画・運営
- 13) 病院外部への対応(保健所など)

②組織及び委員会

病院長直轄の組織で、病院全体に係わる方針を決定し実行する委員会であり、委員会の委員は職種横断的に構成する。(2020年度における委員は別表)

委員会の位置づけは別紙の通りとする。

委員会の開催については、感染対策委員会の定例委員会を月1回

チーム委員会とその他、重大な問題が発生した場合には、臨時で開催する。

3、院内感染防止対策のための職員研修に関する基本的事項

職員に周知徹底を行うことで個々の職員の院内感染に対する意識を高め、業務を遂行する上での技能やチームの一員としての意識向上を図る。研修内容は病院の実情に即した病院全体に共通する内容で、職種横断的な参加の下で年2回、定期的に行う。研修実施内容(開催日時、出席者、研修項目)について記録する。院外の感染に関する研修・学会等の開催情報を広く告知し、職員の参加を支援し、参加報告書を残す。

4、感染症発生状況報告に関する基本方針

- (1) 病棟の委員は毎週、耐性菌週間レポートに変更事項を記入し、翌火曜日までに検査科へ提出を行う。
- (2) 検査科は毎週火曜日に耐性菌週間レポートを作成し、各病棟、透析室に配信する。
- (3) 感染症等の発生時、委員長・検査科へ報告する。委員会にて発生状況報告し、職員へ周知徹底する。

5、院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染の兆候がある場合、委員会メンバーを中心にサーベイランスを行い、結果を委員長に提出する。また、院内での対応が困難な事例が発生した場合や、発生が疑われる場合は、院外の専門家等に相談する体制を確保する。

6、患者様等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は当院ホームページに掲載し、患者およびその家族が閲覧できる。
また、職員は患者との情報の共有に努める。

7、その他院内感染防止対策推進のために必要な基本方針

- (1) 院内感染対策の具体的実施方法に関しては別途マニュアルを作成し各部署に配布する。病院職員は、マニュアルを遵守し、院内感染防止に努める。
- (2) 常時院内感染防止対策の見直しを行うとともに、マニュアルは必要に応じて改定し、結果を病院職員に周知徹底する。

8、医療従事者の健康管理に関する基本方針

- (1) 職員は、自らが院内感染源とならないため、定期健康診断を年1回以上受け健康管理に留意する。
- (2) 職員は、医療関連感染対策について十分に配慮する。
- (3) 医療従事者は、ウイルス抗体価検査を行うとともに、当該ワクチンを接種することを推奨する。